

「大阪府文化財保存活用大綱（案）」に対する府民意見等とそれに対する大阪府の考え方について

教育庁文化財保護課

- 【 募集期間 】 令和2年2月6日（木曜日）から令和2年3月7日（土曜日）まで
- 【 募集方法 】 インターネット(電子申請)、郵便、ファクシミリ
- 【 意見等の数 】 5名から9件

寄せられたご意見等とそれに対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

（※ご意見等は、基本的に原文に即して掲載していますが、趣旨を損なわない範囲で加筆修正を行っています。）

No.	ご意見等の概要	大阪府の考え方
全体的なこと		
1-1	<p>この案文が歴史や文化財に関心の薄い人々に文化財を知ってもらう機会を作り、それを通して文化の理解につないでいく取組を如何にして促進するかを目標の一つとして書かれたものであるならば、専門家のメモのような文章は出来るだけ避けて、もう少し丁寧な書き方をした方が良いと思われる。</p> <p>(34頁)</p> <p>担い手 文化財の保存・活用は、これまでは文化財部局や所有者等により行われてきたが、今後は、この他に自治体の関連部局、地域住民、民間団体等、多様な担い手の参画を得ることにより、地域社会全体で支えていくことが必要かつ重要である。</p> <p>経費負担 上記の多面的な価値を生み出す取組は、文化財の保存・活用の施策だけではなく、例えばまちづくりや観光など、それ以外の行政施策の方向性とも一致するところがあるので、その施策の目的に応じた経費を用いて行うことも可能である。またこのまちづくりや観光の施策には効果を楽しむ者が存在し、その理解度や満足度の向上に資するという観点から、その効果享受者による経費の負担を踏まえて施策を行うことも不可能ではない。</p> <p>このような観念に立てば、国・府・市町村・所有者等の役割を十分に考慮して、それにふさわしい負担のあり方を決めることが求められていると言えよう。</p>	<p>府民に対して分かりやすい表現としています。</p> <p>また、ご意見と同様の内容を記述しています。</p>

1-2	<p>ユニークベニュー（16頁）、世界遺産の緩衝地帯（17頁）のように、一般市民が普段あまり使わない語、また一般社会では明確な定義をしないままでよく使われている述語（17頁の国史跡）については、短い説明あるいは注説明を入れた方がよいと思う。</p>	<p>「ユニークベニュー」や「緩衝地帯」については、本文に注を設けました。</p> <p>また史跡等の文化財の定義については、文化財保護法の規定に基づいています。</p>
<p>序章 大綱策定の経緯と大綱の位置づけ</p>		
2	<p>文化はコミュニティが熟成してこそ深化するものであり、コミュニティの崩壊の危機にさらされるような大阪都構想と対峙していることを、大綱の中に位置づけてほしい。</p> <p>大阪府と大阪市は、これからもこれまでの文化を大切にしてほしい。</p>	<p>大綱は、いわゆる大阪都構想とは直接関係するものではありません。</p> <p>大綱に基づき、引き続き文化財の適切な保存・活用に取組んでいきます。</p>
<p>第1章 大阪府の状況</p>		
3	<p>（15頁） 2. 活用の課題</p> <p>文化財の活用については、地域の歴史や文化財の価値に対する一般市民の理解を促進し、文化財を大切にする意識の醸成や、保存、活用の取組全体への理解に繋げることを目的に、文化財関係者の努力により、様々な取組が行われてきた。</p> <p>これらの取り組みが、文化財に対する理解の向上につながってきたことは間違いないが、まだまだ文化財への市民の関心が高いとは言い難い状況である。</p> <p>地域の歴史や文化財に興味関心のある人々には、ある程度の予備知識があるので文化財の価値を理解してもらうのは比較的容易であるが、今後の重要な課題は歴史や文化財に関心の薄い人々に文化財を知ってもらう機会を作り、それを通して文化財への理解につないでいく取組を如何にして促進するかである。</p> <p>近年みられるようになったユニークベニューとしての活用など、文化財の活用がこれまで以上に多様化し、一般市民に文化財を知ってもらう機会が増えつつあり、今後もこの傾向は強まることが予測されるのは好ましいことである。ただ、そのために、熱心なあまり活用が過度になって、保存に悪影響が生じないよう、自治体の文化財部局や所有者等は、文化財に求められる活用のニーズや対象者の興味関心の度合いなどを踏まえつつ、バランスのとれた保存と活用のあり方を検討し、構築していくことが求められる。</p> <p>また文化財の保存・活用に対しては、地域住民の理解が不可欠であることを考慮して、その理解向上への取組についても、さらなる強化が必要と考えている。</p>	<p>ご意見と同様の内容を記述しています。</p>

第1章 大阪府の状況

4	<p>(16頁) (3) 保存・活用の担い手</p> <p>1. 現状 a) 府・市町村の専門職員</p> <p>府・市町村ともに、これまでは増加する土地開発に伴う埋蔵文化財の保護に対応するため、専門職員を採用し配置してきた。また府はこれに加えて建造物、美術工芸品、無形民俗文化財について、専門職員を配置している。</p> <p>市町村では、実情に応じて1～数名の専門職員を配置している。建造物を専門とする職員を配置する自治体はわずかで、基本的には埋蔵文化財の専門職員がすべての文化財関係の業務を担当している。また正規の専門職員が未配置の自治体や、非常勤職員により業務に対応しているところもある。</p> <p>b) 所有者等</p> <p>文化財の所有者等は、その努力によって文化財の維持管理や保存修理、公開等を行っている。しかし、所有者の高齢化に後継者不足が重なって、所有者の維持管理についての負担感が強まり、相続時に文化財を手放す事例が認められる。このような所有者等が抱える課題や保存・活用に関する情報共有の場として、「全国国宝重要文化財所有者連盟」や「大阪府登録文化財所有者の会」等の所有者団体が活用されており、所有者相互の交流や一般に向けた普及活動などが行われている。</p> <p>c) その他</p> <p>府によって任命された文化財愛護推進委員は、文化財の保存・活用に関する府民意識の養成・向上を目的にいろいろな活動を行っている。また自治体が設置した文化財関連の法人や、公立・私立の博物館・資料館等、大学等は、それぞれが保存・活用のノウハウをもち、資料の収蔵・保管、展示・公開等を行っている。</p> <p>民間団体では、文化財の保存・活用に関する人材育成を目的としたヘリテージマネージャーの養成講座を行っている(公社)大阪府建築士会のほか、史跡のガイダンス施設や文化財建造物の指定管理者として維持管理、活用を行うNPO法人や民間企業などがある。また住民主体の観光ボランティアガイド団体などの地域に根差した活動を行っている団体もあり、それぞれの得意分野を活かした文化財の保存・活用に関する取組が行われている。</p>	ご意見と同様の内容を記述しています。
---	---	--------------------

第1章 大阪府の状況		
5	<p>(17頁) 2. 課題</p> <p>府・市町村においては、文化財の保存・活用に関する専門的な見地に基づいた行政判断が必要であるため、専門職員の確保とその継続的な配置が不可欠であるとともに、資質の維持向上を図る必要がある。</p> <p>所有者等においては、文化財の維持管理、保存にかかる知識、所有者が抱える課題等を共有する場が十分整備されているとは言い難く、特に府指定等文化財についてはそのような場がないため、自治体も保存や活用にかかるニーズを十分には把握できていないのが現状である。所有者等やその関係者のみでは、文化財の継承ができない場合もあるので、所有者等と連携して文化財保存・活用の担い手となり得る人々を広い分野で確保していくことが必要である。</p> <p>また幅広い分野からの担い手を確保するためにも、地域住民との連携が必要なのである。</p>	ご意見と同様の内容を記述しています。
6	<p>(17頁) (4) 保存・活用にかかる条例・計画</p> <p>1. 現状 a) 文化財保護条例</p> <p>これまで数度にわたり法改正が行われ、伝統的建造物群保存地区や文化的景観が創設されるなど文化財の分野が拡張されているのに対し、府条例ではそれらに対応した保護制度になっておらず、文化的景観や伝統的建造物群保存地区は保護対象外となっている。</p> <p>また府内43市町村の中で、8市町村においては文化財保護条例が未制定となっている。</p> <p>1. 現状 b) 文化財に関連する計画等（歴史文化基本構想・歴史的風致維持向上計画・保存活用計画）</p> <p>歴史文化基本構想は、府内では4市（池田市、泉佐野市、河内長野市、大阪狭山市）で策定されている。また歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画は府内では1市（堺市）で策定されているのみである。個々の文化財に対する保存活用計画の策定は、府内では国指定史跡での取組が先行しており、重要文化財建造物等においても近年ようやく取組が始まったが、まだ少数にとどまる。</p>	ご意見と同様の内容を記述しています。
第2章 めざすべき姿・基本理念		
7	<p>文化財は守っていくべきではあるが、大阪府下には文化財とは呼べない遊郭が信太山・飛田・松島・今里・滝井に現存しており、令和の時代になった今、2025年の大阪万博までには、一掃することを基本理念に盛り込んでほしい。</p>	<p>大阪市西成区山王に所在する「鯛よし百番」は、国の登録有形文化財になっています。大綱の方向性に沿って引き続き適切な保存・活用に努めていきます。</p>

第2章 めざすべき姿・基本理念		
8	<p>私は羽曳野市在住ですが、昨年古市古墳群が世界遺産登録されたことにより、当古墳群は地球上に住む人たちの歴史遺産になりました。これを次世代に継承し300年、500年後も存在するように努めるのが現在生きる私たちの為すべきことです。しかしながら、当羽曳野市は世界遺産登録後も何の方向性もなく、世界遺産を有する地域として、このような地域にするということもなく、全く無為無策状態です。ハード面でも為すべきことがあります。それよりも先ず、ソフト面を充実しなければならないと思います。</p> <p>私は、古市古墳群だけではありませんが、歴史遺産というのは人々から関心を持っていただくためには人々の豊かな心、幸せと思う心をもてるような政治政策が必要だと思います。しかしながら、現在の大阪府を含む羽曳野市や藤井寺市は人々の豊かさや幸せさを望んでいる政治方向とは思えません。歴史遺産を維持し保護されていくための原点は「豊かな心」にあります。その原点の土台は福祉と教育だと思います。福祉や教育が充実することにより、人たちがその地域に集まってきます。その原点を充実することにより、歴史遺産やその景観の素晴らしさを感じられる人たちが多くなることと思います。</p>	<p>大綱では、基本理念において、地域をはじめ様々な人の関わりを得ながら、文化財を大切に守り、伝え、活かすことで、未来へと確実に継承する大阪や、あらゆる人が地域の歴史を身近に感じ、親しむことができる大阪を実現することとしています。</p>
第5章 防災・防犯および災害発生時の対応		
9	<p>インバウンドの増加に伴い火災予防の重要性がますます高まっている。日本の文化財の特徴として材質が木や紙のものが多く、木造建築も多い。火にとっても弱い。</p> <p>このことは海外からの観光客に十分周知されていない。アジア圏からの客であっても寺社仏閣の周囲で喫煙する姿をよく見かける。文化財防火デーの取り組みは外国人に対する訴求力に乏しい。各市町村の火災予防条例で規定される制札も英語の他は多言語対応されていないものが殆どであるし、そもそも色褪せて判読できないものが非常に多い。</p> <p>まずは大阪城公園を敷地内禁煙にしてみるとよいと思う。公園内に重要文化財が点在しているが、歩きタバコや檣の周囲で喫煙する姿を見かける。タバコの吸い殻は各所に投棄されている。大阪市の環境局などは路上喫煙禁止条例の対象外などといって禁煙に消極的であるが、文化財保護の観点から禁煙を打ち出すべきだ。ノートルダム大聖堂のように燃えてしまっは大変だ。</p> <p>海外から京都や奈良への窓口でもある関西空港でも日本の文化財が火に弱いことを周知啓発すべきだ。観光資源として文化財の活用を考えていくには海外からの観光客にも理解を求めなければならない。</p>	<p>大綱では、「府・市町村・所有者等の役割分担を明確にして、国・研究機関、学術団体等とも協力しながら、体制の整備、人材育成、情報共有、防災・防犯意識の向上、設備整備等の対策を行っていくことが必要である」と記述しています。</p> <p>大阪城公園につきましては、所管する自治体にお伝えします。</p>